



令和 4 年度  
**宮崎県**  
**県民経済計算**

令和 7 年 3 月

宮崎県総合政策部



## は　じ　め　に

この報告書は、令和4年度宮崎県県民経済計算の推計結果をまとめたものです。

県民経済計算は、県内における一年間の経済活動を、生産・分配・支出の三面から総合的、体系的にとらえ、経済の規模や構造、所得の水準など、本県経済の実態を明らかにしたものです。

本県経済の動きについて、全国における本県の位置や他の都道府県との比較、時系列での推移等を計量的に把握するなど、県民経済計算を本県経済分析や地域政策立案等の基礎資料として、各方面で幅広く活用していただければ幸いです。

なお、推計に当たりましては、国民経済計算に準拠していますが、資料に制約があるなどの課題も残されています。今後、さらに調査、研究を重ね、精度の向上に努めてまいりたいと考えております。

終わりに、本書の刊行に当たって、貴重な資料の提供など、多くの御協力をいただきました関係者の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和7年3月

宮崎県総合政策部長

重黒木　清

## 目 次

利用上の注意	1
令和4年度 宮崎県県民経済計算の相互関連図	3
県内総生産の推移（昭和45年度～令和4年度）	4
<b>第1 令和4年度の県民経済計算</b>	
1 結果の概要	7
2 県内総生産（生産）	9
3 県民所得（分配）	31
4 県内総生産（支出）	36
<b>第2 統計表</b>	
I 基本勘定	43
1 統合勘定	43
(1) 県内総生産勘定（生産側及び支出側）	43
(2) 県民可処分所得と使用勘定	45
(3) 資本勘定	45
(4) 域外勘定（経常取引）	45
2 制度部門別所得支出勘定	47
3 制度部門別資本勘定	53
II 主要系列表	55
1 経済活動別県内総生産	55
(1) 名目県内総生産	55
(2) 実質県内総生産（連鎖方式）	63
(3) デフレーター（連鎖方式）	69
2 県民所得及び県民可処分所得の分配	73
3 県内総生産（支出側）	81
(1) 名目県内総生産（支出側）	81
(2) 実質県内総生産（支出側・連鎖方式）	89
(3) デフレーター（支出側・連鎖方式）	95
III 付表	99
1 経済活動別県内総生産及び要素所得（名目）	99
2 SNA分類による経済活動別就業者数及び雇用者数	123
3 総資本形成の構成（制度部門別）	129
4 家計所得（個人企業を含む）	129
5 一般政府（地方政府等）の部門別所得支出取引	131
6 社会保障負担の明細表（県民ベースの家計及び雇主の支払）	143
7 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）	147

### 第3 解 説

1 国民経済計算と県民経済計算	151
2 県民経済計算の概要	151
(1) 県民経済計算とは	151
(2) 県民経済計算体系の概要	152
(3) 基本勘定と主要系列表	152
3 県民経済計算の概念と推計方法	153
[ I 基本勘定]	153
[ II 主要系列表]	157
<生産系列>	157
<分配系列>	163
<支出系列>	165
[ III 付表]	167
4 経済活動別分類（S N A分類）と日本標準産業分類の対応表	169

## 利 用 上 の 注 意

- 1 県民経済計算は、平成 21 年（2009 年）に国連で合意された国民経済計算の国際基準である「2008SNA」に基づき、内閣府経済社会総合研究所が作成した「県民経済計算標準方式（2015 年（平成 27 年）基準版）」に準拠して推計している。
- 2 本書には、平成 27 年基準により推計した平成 23 年度から令和 4 年度までの計数を掲載している。
- 3 県民経済計算では、過年度分の推計結果についても、新たに結果が判明した基礎統計の利用等により再推計を行い、計数の遡及改定を行っているため、多くの箇所で過去に公表した数値と異なっている。したがって、令和 3 年度以前の計数についても、本書掲載のものを利用すること。
- 4 推計方法や用語の定義等については、「3 県民経済計算の概念と推計方法」を参照のこと。
- 5 本書掲載の全国の計数は「令和 4 年度 国民経済計算年次推計」（内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部）から引用している。
- 6 実質値については、生産系列及び支出系列で連鎖方式（常に前年を基準年とし、それらを毎年積み重ねて接続する方法）を用いて推計を行っている。
- 7 本書の推計値は、支出系列での推計を除き、在庫品評価調整後の計数で計算している。
- 8 「1 人当たり県（国）民所得」には、労働者が受け取る給料や賃金等である雇用者報酬以外にも、財産所得（預貯金の利子収入など）や企業所得が含まれているため、個人の所得（給与）水準を表すものではない。  
また、「1 人当たり」とは、県（国）の総人口で割った額のことであり、本書における本県の総人口については、平成 27 年度及び令和 2 年度は国勢調査人口を、国勢調査の間の年の推計においては補間補正人口（総務省推計）を使用している（全国の総人口は、総務省「人口推計月報」月初人口の単純平均を使用）。
- 9 本書で用いた符号の用法は、次のとおりである。

—	皆無または定義上該当数字がないもの
0 または 0.0 (数値の前の) — 又は △	表章単位未満の数字 負数

10 統計表では、四捨五入の関係で、内訳項目の計数の合計が集計項目の計数と一致しない場合がある。また、連鎖方式による実質値については、加法整合性の欠如により、内訳項目の計数の合計が集計項目の計数と基本的に一致しない。

11 統計表中の増加率は次式により算出した。

$$(当該年度の計数 - 前年度の計数) \div \text{前年度の計数(絶対値)} \times 100$$

※ 絶対値を入れることにより、前年度から今年度にかけて計数がプラスに転じた場合や、マイナス幅が縮小した場合に、増加率はプラスとなる。

### 県民経済計算とは

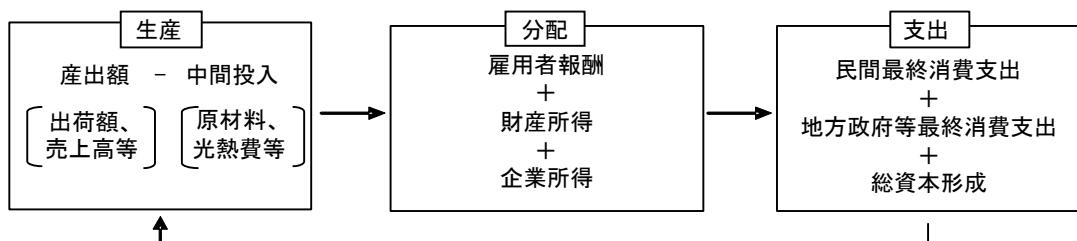
私たちは、経済活動を営むことにより、新たな価値(付加価値)を生み出しています。

県民経済計算は、この付加価値を、「生産」、「分配」、「支出」の3つの異なる側面から把握して、県全体の経済を包括的にとらえる指標です。

経済活動によって生み出された付加価値は、労働者や企業に賃金や利潤として分配され、分配された所得は消費や投資として支出されます。

「生産」、「分配」、「支出」は同じ付加価値の流れを異なる側面から見たもので、これらは概念的に等しくなります。(三面等価)

※「分配」にあたる「県民所得」は、推計時に「生産」で推計する「固定資本減耗」等を除いていますから、公表値が「生産」、「支出」と等しくなっていません。



### <お問合せ先>

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県総合政策部統計調査課 企画分析担当

電話 0985-26-7042

FAX 0985-29-0534

Eメール tokeichosa@pref.miyazaki.lg.jp

なお、宮崎県ホームページに本書の内容を掲載していますので、御利用ください。

[https://www.pref.miyazaki.lg.jp/tokeichosa/kense/toke/kenmin\\_index.html](https://www.pref.miyazaki.lg.jp/tokeichosa/kense/toke/kenmin_index.html)

(「宮崎県県民経済計算」で検索)